

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
						アイウエアイウエ

**【財産管理】**

7	産業労働局(株式会社東京ビジュアル)	29行政	ビル事業における大規模修繕計画の策定について		◎		27
9	都民安全推進本部	29決算	債権について	◎			29
13	福祉保健局	30定例	消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの	◎			31
70	財務局(株式会社セントラルプラザ)	30行政	使用許可団体が行った築改工事の履歴について適切に管理し、現状を正しく把握すべきもの	◎			58
109	本庁局(株式会社PUC)	30行政	接客障害者誘導用プロンプトの配置が適切となるよう改善すべきもの	◎			75
113	オアシス・パブリックサービスセンター(東京都庁)	30行政	駐車場運営について	◎			77
114	産業労働局(公益財団法人東京建設)	30行政	各フロアの構造物について		◎		77
115	産業労働局(公益財団法人東京建設)	30行政	シフトセンター内施設の衛生点検について		◎		78
116	産業労働局(公益財団法人東京建設)	30行政	乗用エレベーターの事情対応について		◎		78
117	産業労働局(公益財団法人東京建設)	30行政	公の施設における情報インフラ整備の推進について		◎		78
119	建設局(公益財団法人東京都建設)	30行政	公の施設における情報インフラ整備の推進について		◎		79
120	建設局(公益財団法人東京都建設)	30行政	公の施設における情報インフラ整備の推進について		◎		79

**【物品管理】**

19	病院経営本部	30定例	災害備蓄点検として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの	◎			35
96	福祉保健局(公益財団法人東京建設)	30行政	応急用医薬品管理について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの		◎		68
98	福祉保健局(公益財団法人東京建設)	30行政	感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの	◎			69
101	病院経営本部(公益財団法人東京都建設)	30行政	応急用医薬品管理について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの	◎			70

**【情報管理】**

29	教育庁	30定例	入居問題の印刷について、秘密保持のため住所を適切に定めるとともに、作業履歴を適切に行うべきもの	◎			41
66	経営局(公立大学法人首都大学東京)	30行政	ホームページの情報も適切に整備すべきもの		◎		57

**【システム】**

112	オアシス・パブリックサービスセンター(東京都庁)	30行政	予約システムについて		◎		76
122	都庁本部事務局	30行政	情報セキュリティ監査の対象システム選定の経緯が分かる記録を残すべきもの	◎			80
123	都庁本部事務局	30行政	情報セキュリティ監査実施要領を定めるべきもの	◎			80
124	教育庁	30行政	システムアセスメントを上り回りに行う等、運用監視について検討し、検討結果に基づき適切に関係規程を整備すべきもの	◎			80
125	教育庁	30行政	システムアセスメントの対象システムの範囲を定めるべきもの	◎			80

**【設計】**

41	建設局	30工事	アスファルト舗装に用いるアスファルト判別について適切に材料を選定すべきもの	◎			46
42	建設局	30工事	擁壁の設計を適正に行うべきもの	◎			47

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
						アイウエアイウエ

**【積算(単価設定)】**

34	総務局	30工事	トンカ工の積算を適正に行うべきもの		◎		44
35	都庁本部事務局	30工事	施設付運搬費の積算を適正に行うべきもの		◎		44
47	港務局	30工事	コンクリート判別工の積算を適正に行うべきもの		◎		49
48	港務局	30工事	コンクリート運搬工の積算を適正に行うべきもの		◎		49
51	東京消防庁	30工事	柱の鉄筋の単価設定を適正に行うべきもの		◎		50
52	東京消防庁	30工事	搬入費等の積算を適正に行うべきもの		◎		51
54	交通局	30工事	トラッククレーン作業の積算を適正に行うべきもの		◎		51
55	交通局	30工事	アスファルト判別の単価設定を適正に行うべきもの		◎		52
57	水道局	30工事	ワイヤーロープ工等の単価設定を適正に行うべきもの		◎		53
58	下水道局	30工事	安堵工の積算を適正に行うべきもの		◎		53
60	教育庁	30工事	機材土留工の積算を適正に行うべきもの		◎		54

**【積算(諸経費等)】**

39	中央卸売市場	30工事	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの		◎		45
53	東京消防庁	30工事	機材設備の積算を適正に行うべきもの		◎		51

**【施工】**

36	建設局	30工事	アスファルト舗装の運搬におけるトンカ工の積算を適正に行うべきもの		◎		44
37	病院経営本部	30工事	産業廃棄物の処理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		45
38	産業労働局	30工事	コンクリートの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		45
43	建設局	30工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		47
44	建設局	30工事	作業区域の閉鎖における警備防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		48
45	建設局	30工事	入札設置時の警備防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		48
46	建設局	30工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		49
49	港務局	30工事	面作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		50
50	港務局	30工事	面作業の仕掛確認を適正に行うべきもの		◎		50
56	交通局	30工事	コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		52
59	下水道局	30工事	道路掘削工事の透水性の試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		54
61	教育庁	30工事	工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		54

**【その他】**

1	建設局	27行政	たれでもトイシ等の改善を促すべきもの	◎			22
2	建設局	27行政	産業公園ホームページの多言語表示への対応について	◎			23
3	会計管理局	28行政	特別出納費制度の運用業務の把握・検証と業務への反映について		◎		24

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
5	生活文化局(公益財団法人東京芸術交響楽団)	23時後	公演別の損益計算等の妥当性を確認できるよう公演ごとの企画目的等を明確にするべきもの			26
6	産業労働局(株式会社東京レジャーランド)	23時後	中長期経営計画の策定について			27
21	教育庁	30定例	来校者の管理を適切に行うべきもの			38
25	教育庁	30定例	生徒の安全管理を適切に行うべきもの			38
30	教育庁	30定例	生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの			41
31	教育庁	30定例	修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの			42
32	福祉保健局	30定例	東京都障害者休業ホーム事業の受付手続について			43
33	病児保育本部	30定例	児童虐待者誘導用プログラムの取扱いについて			43
40	中央卸売市場	30工事	本線ランプ及び拡光ランプの再資源化について委託者を適切に指導・監督すべきもの			46
62	教育庁	30工事	自家用電気工作物の点検について委託者を適切に指導・監督すべきもの			55
73	住宅政策本部(東京都住宅供給公社)	35時後	都営住宅の不適正使用の是正業務を積極的に実施している			59
74	住宅政策本部(東京都住宅供給公社)	35時後	住宅長寿不在居の不在の期間を正確に入力すべきもの			59
75	住宅政策本部(東京都住宅供給公社)	30時後	住宅長寿不在居の初回受理時の取扱いを定めるべきもの			60
76	住宅政策本部(東京都住宅供給公社)	30時後	不在期間の始期を届出の上おとりとするよう要領を改めるべきもの			60
99	福祉保健局(公益財団法人東京都福祉会)	30時後	指定管理事業に係る段履の整備について団体を指導すべきもの			69
110	総務局	30行政	事業計画書により掲載された取組の普及実施について			76
111	総務局	30行政	要配慮者・管理指針の明確化について			76
118	公園局(公)	30行政	工事等に係る外国籍表記による周知について			79
121	教育庁(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	30行政	公の施設としての情報発信について			79

〔平成27年行政監査(庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)〕

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	建設局	トイレ等の改善をすべきもの	<p>局が所管する都立公園内の各施設を確保したところ、一部の都立公園について、だれでもトイレの設置及びびろアフローチについて、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>(ア) 葛西臨海公園内には、トイレが合計17か所(レストラン及び有料施設内のものを除く。)あり、そのうち14か所はだれでもトイレが設置されている。</p> <p>(イ) 戸手池付近に設置されているだれでもトイレに入らないとたれでもトイレに行けない構造となっており、女性が利用しづらい状況となっている。</p> <p>(ウ) 秋留台公園内には、トイレが合計5か所あり、そのうち、陸上競技場入口付近と公園管理所内の2か所はだれでもトイレが設置されている。</p> <p>陸上競技場入口付近のだれでもトイレを見たところ、男性側のトイレに入らないとだれでもトイレに行けない構造となっており、女性が行け利用しづらい状況となっている。</p> <p>(ウ) 大島小松川公園内には、トイレが合計9か所(有料施設利用者専用のもを除く。)あり、その全てにだれでもトイレが設置されている。</p> <p>宇ニスコート付近に設置されているだれでもトイレを見たところ、監査日(平成27年10月23日)現在、人口の引き重く、開閉が困難であること、また、だれでもトイレに向かう唯一のアフローチの一部に亀裂があり、重椅子使用者等が利用しづらい状況となっている。</p> <p>これらは、バリアフリー化を進めるとおり、改善が必要がある。この施策に合致していないものとなっており、改善する必要がある。高は、だれでもトイレ等の改善をされた。</p>	<p>(ア) 葛西臨海公園の戸手池付近トイレについては、男性側のトイレに入らなくてもだれでもトイレに入りできるよう、平成29年3月に改修工事を完了した。</p> <p>【1-1-1】</p> <p>(イ) 秋留台公園の陸上競技場付近トイレについては、男性側、女性側、だれでもトイレ各々へ出入りできるよう、平成29年5月に改修工事を完了した。</p> <p>【1-1-1】</p> <p>(ウ) 大島小松川公園のアフローチの亀裂等については、平成27年12月18日に補修を完了した。平成28年3月25日に補修を完了した。</p> <p>【1-1-1】</p> <p>今後、適宜、バリアフリー化の観点も含め、「誰もが利用しやすい公園づくり」を推進していく。【2-1】</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分			
2	建設局	1	直営公園ホームベージュの多言語表示について	<p>局が直営で管理する上野忠誠公園と井の頭恩賜公園のホームベージュは、日本語表示のみであり、英語等の多言語表示については、監査日(上野忠誠公園：平成27.10.30、井の頭恩賜公園：平成27.11.2)現在、具体的な計画も立てられていなかった。</p> <p>しかしながら、同公園は東京を代表する憩い公園であり、また、公園内には、動物園、博物館、美術館等もあることから、それらの施設を利用するがために当該公園を訪れる海外の利用者が多い状況にある。</p> <p>局は、「誰もが利用しやすい公園づくり」を推進するためにも、直営公園ホームベージュを多言語表示に対応させることとが望まれる。</p>	<p>上野忠誠公園及び井の頭恩賜公園のホームベージュについて、平成31年3月1日にリニューアルが完了し、英・中(繁体字・簡体字)・韓の4か国語表示に対応させた。【1-エ】</p> <p>今後も適宜、直営公園ホームベージュの充実に努めていく。【2-イ1】</p>
		2			

【平成28年行政監査(財務に関する事務の内部統制について)】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分			
3	会計管理局	1	特別出納員の運用実態の把握・検証と業務への反映について	<p>会計管理者は、その所管に属する会計事務の部を特別出納員に委任している。</p> <p>特別出納員による番者の有効性(所長等)が支店命令番を発行し、特別出納員はその番表を行う体制となっている。特別出納員制度発足以来、特別出納員制度の検証が行われていない状況である。</p> <p>局長は、必要があると認めるときは、その担任区分を定めて、局及び所に特別出納員を置くことができ、この氏名及び担任区分を、会計管理者に通知しなくてはならない(東京都会計事務規則第7条第2項及び第6項)とされている。会計管理局は、任免通知に基づき、通知状況及び通知内容の確認等を十分に行っていない状況である。</p> <p>特別出納員における支出命令番等の返付状況の把握と業務への反映</p> <p>特別出納員における支出命令番等の返付状況は、各局における支出事務の事務処理システム上の表れであり、システムを把握する上で有用な情報である。会計管理者は、直接検査で特別出納員を把握し、会計管理者が行う番表等審査業務等の返付状況については、十分に把握していないことから、各局の把握・分析状況を把握することから、特別出納員における支出命令番等の返付状況を把握し、会計管理者が行う番表等審査業務、特別出納員への支援等が反映することが有益である。</p>	<p>都立学校、原宿相談所等の少教職員や島じよの特別出納員に対し、ピアリッソを行うなど、職場モチベーション向上に特出した。特別出納員制度の運用実態の把握を行うとともに、特別出納員制度の有効性の検証を行った。検証過程で把握した課題を踏まえ、特別出納員等への更なる支援を行うため、会計事務全般の改善策を検討し、7月31日及び8月8日の各局会計事務連絡会で周知した。</p> <p>【1-エ1】</p> <p>特別出納員の任免通知について、内容の確認を指導担当内で徹底するための「チェックリスト」を作成し、任免通知を受理した際には当該リストにより確認を行うことと記載された。これを防ぐ体制を敷いた。また、担任区分を定めた特別出納員の「新設・廃止の際の財務システム担当との情報共有についても、同リストのみに組み込むことにより、連絡のないうちの記載については、平成29年4月3日に改訂した会計事務の手引において廃止の際の見本も盛り込むことと、適切な通知がなされる各局への周知を行った。また、会計業務研修において、通知事務に連携がないように注意喚起を行った。</p> <p>【2-ウ、2-エ1】</p> <p>特別出納員における支出命令番等の返付状況の調査と各職場へのフィードバックを踏まえ、特別出納員への支援として、全職員向け会計たよりを平成29年6月より隔月で発行した。また、返付状況の調査に基づき、特別出納員等への支援につなげるための対応策を、アの会計事務全般の改善策と併せて検討し、取りまとめた結果を、平成31年3月8日の各局会計事務連絡会で周知した。</p> <p>【2-ウ、2-エ1】</p>
		2			

〔平成29年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	対象局	措置区分			
4	福祉保健局	1	契約内容の履行確認を適切に行うべきもの	江東児童相談所及び立川児童相談所は、一時保護所の利用者等を対象とした給食調理業務について受託者を見積り競争により選定し、食材の購入については、給食調理業務の受託者と別契約を締結している。 食材の購入委託の契約内容には、受託者が調達価格について、食材の種類(肉類・魚類等)ごとに、店頭価格からの割引率が定められている。 食材業者から納入品を見たとすると、割引率は記入されていない。所は、各食材の店頭価格からの割引の状況について、確認を行っておらず、適切でない。 所は、店頭価格や割引の状況について随時に確認し、契約内容の履行確認を適切に行われた。	平成29年8月25日付事務連絡により、預内へ当該指摘事例の概要及び再発防止を図った。【2-1-1】 江東・立川児童相談所は、平成30年度契約の求めに応じて、所定の様式により給食材料の価格状況について報告することと定めた。年間複数回、この報告を求め、店頭価格からの割引状況を把握することとした。 これに従い、所は、納入業者が納品する食材については、料金請求時に受託者に給食材料価格表及び納入業者の納品書を出し、また、受託者が店頭で購入した食材については、給食材料価格表と併せて提出している。【2-1-1】

〔平成29年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	対象局	措置区分			
5	生活文化局 (公益財団法人東京都交響楽団)	1	公演別の損益計画等を確立し、公演目的の企画目的等を明確にするべきもの	交響楽の公開演奏事業について見たところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。 ① 年間の公演プログラムを計画するに当たり、企画の目的や計画損益と実績とを比較して、問題点の洗い出しやプログラムを組む際に行う必要があるが、これを行っていない。 ② 平成27年度においては、公演の費用に見合った収益が得られるようチケット価格の設定を行っていないこととなり、収益の増加と費用の削減を行う余地があり、これを示している。しかし、アのとおりに、公演事業の具体的な方向性と公演ごとの企画目的を明確にしていないため、公演事業の損失額やチケット価格の設定が妥当であるか検証することができない。 部費は、公演別の損益計画、実績、内容の妥当性を確認できるよう、公演ごとの企画目的等を明確にされた。	公演事業の具体的な方向性や公演ごとの企画目的等を明確にするため、平成30年度から「演奏事業企画書」の採択を、得られた成果などの分析等を行う上で、平成31年度公演プログラムを平成30年10月に策定した。 【1-1-1】 演奏事業企画書を活用して分析や問題等の共有を行いながら、次年度以降の公演プログラムを作成する際の参考としていく。 【2-1-1、2-1-2】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
6	産業労働局 (株式会社 東京ビッヅ サイト)	1	中長期経営計画について	会社は、平成20年8月に、会社の将来像と経営戦略を示した長期経営計画「東京ビッヅサイト2018ビジョン」を策定しており、これに基づき、3年ごとの中期経営計画を策定し、取り組んできたが、平成26年度以降は、中期経営計画を策定しておらず、単年度ごとの事業計画となっている。これについて、会社は、二度における五輪の招致活動や東京2020大会開催等に関連し、利用範囲や制約期間、拡張工事による既存展示場への展示空間不透明であることなどから、中期経営計画の見直しやこれに対する中期経営計画の策定は困難であったとしている。また、今後、東京2020大会についての対応の長期ビジョン及びこれに基づく中長期経営計画を策定し、事業を推進していく予定であるとしている。	主催者ヒアリング等の現状分析や社内での検討結果を基にして、平成31年3月19日付に長期ビジョン及び中期経営計画を策定した。【2-7】
		2	ビル事業における大規模修繕計画について	会社は、ビル事業を所有し、ビル事業を行っているが、しゅんてから18年以上経過しているが、老朽化対策が必要となっている。そこで、ビルの大規模修繕計画について見たところ、東京フアンクションビル(TFTビル)については、平成27年度から平成31年度までの5か年計画が策定され、工事が実施されている。また、他のビルについて、会社は、平成29年から計画の策定に着手し、平成32年から計画に基づく大規模修繕を行うとしているが、監査日(平成29年9月30日)現在、具体的な取組が確認できない。会社は、計画の策定について、平成29年12月から検討を始めるとしているが、大規模修繕計画の策定について、着実に推進することが望まれる。	工事計画策定業務委託の成果物を基に、平成31年3月19日、有明パークビル及びサイト2ビルの大規模修繕計画を策定した。【2-7】

【平成29年行政監査(企画提案方式等による契約及び業務委託契約について)】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
8	建設局	1	企画提案方式から総合型に移行するもの	用地部は、移転資金貸付金収納等委託の契約について、平成26年度の企画提案方式による契約に基づき、平成27年度及び平成28年度に特命随意契約により契約をしているが、平成19年度に企画提案方式を採用して以降、改めて提案を募らざるもっているおき、改めて提案を募らざるもっているにわかかわっている。引き継ぎ企画提案方式を採用している。	用地部は、移転資金貸付金収納等委託について、技術審査委員会での審議を経て、総合型方式で実施すること決定した。そのための実施要綱及び落札者決定基準を平成31年1月16日付けで決定した。また、委託契約について、総合型方式により発注する旨、公表を行った。【2-1】
		2	西都公園緑地事務所は、「井の頭恩賜公園パークカード業務委託」について、平成19年度以降毎年、企画提案方式により契約を締結しているが、平成19年度に特命随意契約を締結し、改めて提案を募らざるもっているにわかかわっている。引き継ぎ企画提案方式を採用している。用地部は、当該契約において、移転資金貸付金収納等委託の契約を、平成30年4月1日に契約を行った。【2-1】		

〔平成29年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	都民安全推進本部	1	債権について	債権635万7,576円(敷金)が計上漏れとなっている。	平成30年10月30日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 <b>【1-ウ】</b> 秘蔵事項を調査する際に「よくある債権一覧」を併せて本部内に配布すること、再発防止策を講じた。平成30年12月3日に開催した本部内の庶務担当課長代理会議において、改めて指摘事項の内容について周知を行った。 <b>【2-エ】</b>

〔平成30年度例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10	都民安全推進本部	1	委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	総合対策部(注)では、若者の相談を広く丁寧に行うため、無料相談窓口として、東京都若者総合相談センター(以下「若ナビセンター」といふ)を設け、その運営について委託契約を締結している。専門相談員等のほか、監修者として、医師及び弁護士を各1名以上配置することとして、委託者は各1名を配置している。また、仕様書に上れば、監修者は、若ナビで実施している援助方針会議への参加を含め、月2回以上若ナビにおお、このうち弁護士については、出席を要する条件がなかったため、平成29年度に開催された援助方針会議には参加しておらず、月2回指導等でおお、若ナビのみであった。 しかしながら、弁護士の指導内容を記載した記録等が書面で残っていないため、月2回の来所を確認できない状態になっており適正でない。一部は、委託契約の履行確認を適正に行われた。	指摘後は、弁護士が来所した際にはその記録をきちんと残している。加えて、これまでの長巻を踏まえ、平成31年度の委託契約に係る仕様内容を見直し、必要が生じた場合に専門的人材の活用を行うこととし、これに伴い、仕様書も改めた。 <b>【2-1】</b> また、仕様書の作成に当たり、関係部門と連携し、事項等をまとめたワークシートに履行確認の項目を設け、事業所管理課及び契約担当課の双方で確認を徹底する仕組みを構築した。 <b>【2-2】</b> 平成31年度の準備契約の事務が完了する時期を捉え、平成30年12月3日に開催した本部内の庶務担当課長代理会議において、チェックシートの取扱いを改めて周知した。 <b>【2-エ】</b>
11	福祉保健局	1	試薬等の購入手続を適正に行うべきもの	空浦食肉衛生検査所では、残留農薬の検査等を行うため、検査に用いる試薬や機器の洗浄に用いる有機溶剤等を保管している。保管に当たっては、毒物及び劇物取扱法(昭和25年法律第303号)及び所が作成した医薬品外毒19日付15号管理第976号)に基づき、毒物劇物管理簿(以下「管理簿」といふ。)を作成している。残留農薬・PCB試験用外200点の買入れ1契約により買入れた試薬等について、管理簿上の記録を確認したところ、契約締結日以前の受入れが記録されていなかった。これは、契約手続に先立って試薬等の発注・受入れを行ったためであり、適正でない。試薬等の購入手続を適正に行われた。	再発防止の取組として、平成30年5月29日及び30日に、契約事務の原則を忠実に守り事務処理を行うことについて、福祉保健局で作成している「契約事務の手引」を用いて課長以下担当課長代理及び担当職員による打ち合わせを行い、周知徹底した。 <b>【2-エ】</b> また、消耗品購入依頼書を受理した際の確認欄を設け、依頼書を受理した際と購入を完了した際に管理課長まで確認を行うこととした。 <b>【2-ウ】</b>

(注) 平成31年4月1日実施の組織改正前の名称。現在は総合推進部。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	福祉保健局	フロロン排出抑制法に基づく第1種特定製品の点検を適正に行うべきもの	北療育医療センターでは、フロロンに因る使用の管理化及び管理の適正化を図る法律(平成13年法律第13号、以下「フロロン排出抑制法」という。)の対象となる第1種特定製品を所有している。フロロン排出抑制法は、平成27年4月1日以降、全体的に実施する特定製品を対象に、日常的に実施する点検(3か月に1回以上)を義務付けており、センターの簡易点検の実施状況を確認したところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。 ア 点検についての仕様書への記載委託契約の委託者が行っていない。しかしながら、簡易点検については建物管理業務の「点検」として付随的に実施されており、当該契約の仕様書には簡易点検を「実施すべき旨の明記」がないことが認められた。 イ センターの簡易点検の回数、平成27年度は0回、平成28年度は2回(7月・10月)、平成29年度は3回(4月・10月・11月)の実施となっており、点検回数が不足している。	平成30年度簡易点検について、4月、7月、10月及び11月に実施済みである。【1-1-1】 平成31年度の建物管理委託契約の仕様書において、フロロン排出抑制法に基づく第1種特定製品の3か月に1回の簡易点検【2-1】
		フロロン排出抑制法に基づく第1種特定製品の点検を適正に行うべきもの	北療育医療センター北区分園は、消防法(昭和23年法律第168号)に基づき特定防火建築物に位置付けられており、園が有する消防用設備については、毎年、定期点検を行うとともに点検結果について消防署への報告を行うことが必要である。 しかしながら、園の消防用設備点検について確認したところ、平成27年度及び平成28年度の点検結果の報告が完了していないことが認められた。行われたところ、平成27年度及び平成28年度点検結果の報告が完了していない項目に点検業者から「監査日(平成30年5月29日)現在、改善が行われず、繰り返し指摘されていることが認められた。 消防設備の不備は、施設利用者の安全を確保する上で適切でない。園は、消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行われない。	本件指摘事項について、平成30年6月8日の園の運営会議で報告し、消防点検で問題となった点の共有、改善策を話し合った。【2-1】 平成30年度消防用設備等点検結果報告書を作成した。【1-1-1】 平成29年度点検時指摘された不備については是正を行なった上で、平成30年9月9日に平成30年度の消防用設備点検を業者に委託して行った。平成30年10月、この点検の報告書が業者から受領し、平成25年度から指摘されていた消防設備の不備が是正されたことを、園が確認した。【1-1-1】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	福祉保健局	債権管理を適正に行うべきもの	高輪社会対策部は、閉鎖した都立施設の木収金の債権管理を行っている。このうち、多摩老人医療センターの未収金については未収金額上位5件の抜付シートがホームの未収金について、全3件の債権管理台帳を確認したところ、監査日(平成30年6月5日)現在、長期間、催告や現場調査等の対応が行われていないことが認められた。債権管理を適切に行われた部分は、債権管理を適切に行われた。	平成30年6月20日付事務連絡により、本指摘の内容及び周知を行い、福祉保健局債権管理事務処理マニュアルに基づいて適切に債権管理を行うよう注意喚起し、再発防止を図った。 【2-1-1】 指摘を受けた案件を含む全ての債権について、以下のとおり是正・改善を行った。 滞り業者が生存している案件について、平成30年11月に催告書を送付した結果、1件の納付、1件の滞り業者がなくなった。また、債権業者が死亡した案件について、戸籍簿本等の請求を行って相続人を調査した上で、催告先が判明したものに付いて平成31年3月20日に催告書を送付した。平成31年4月以降、催告先が未判明の案件について、【1-1-1】 なお、平成29年度末に廃止した東村山センターホームの未収金に対しは、早期に対応すること、全件回収した。
		清掃業務の適正に行うべきもの	北療育医療センターは、建物管理委託契約を締結し、センター内の清掃業務等を委託している。仕様書(主として、契約の仕様書)として、清掃を行うことと、清掃業務日表を見たと、平成29年8月以降、一部の箇所について、上日祝日を中心として清掃が行われていないことが認められた。 センターは、この状況にもかかわらず、本契約について検査合格としており、適切でない。 また、土日祝日に利用者及び職員が使用していないエリアである。祝日に清掃に入る必要があるかについては、検査の余地があり、清掃の実施頻度を精査すれば、費用の削減が期待できる。センターは清掃業務の履行頻度を精査された。	監査日以降、清掃業務の履行確認を適切に行っている。平成31年度以降は、年度当初に委託者と双方で仕様書を確定することに加え、月報提出所等を確認し、仕様書と仕様書とを一致させることと、委託者及びセンターの担当職員が出席した打合せで周知徹底を行った。【2-1-1】 平成31年度建物管理委託契約のうち清掃業務について、各部門の運営状況と清掃実施回数を確認し、仕様書を変更した。【2-1-1】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	福祉保健局	消防用設備点検結果の報告を適正に行うべきもの	北療育医療センター北区分園は、消防法(昭和23年法律第168号)に基づき特定防火建築物に位置付けられており、園が有する消防用設備については、毎年、定期点検を行うとともに点検結果について消防署への報告を行うことが必要である。 しかしながら、園の消防用設備点検について確認したところ、平成27年度及び平成28年度の点検結果の報告が完了していないことが認められた。行われたところ、平成27年度及び平成28年度点検結果の報告が完了していない項目に点検業者から「監査日(平成30年5月29日)現在、改善が行われず、繰り返し指摘されていることが認められた。 消防設備の不備は、施設利用者の安全を確保する上で適切でない。園は、消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行われない。	本件指摘事項について、平成30年6月8日の園の運営会議で報告し、消防点検で問題となった点の共有、改善策を話し合った。【2-1】 平成30年度消防用設備等点検結果報告書を作成した。【1-1-1】 平成29年度点検時指摘された不備については是正を行なった上で、平成30年9月9日に平成30年度の消防用設備点検を業者に委託して行った。平成30年10月、この点検の報告書が業者から受領し、平成25年度から指摘されていた消防設備の不備が是正されたことを、園が確認した。【1-1-1】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
16	福祉保健局	1	排水の水質分析を通じに行うべきもの	市場衛生検査所及び大田山出張所では、所で残留農薬等の検査を行う際、試薬や有機溶剤等(以下「試薬等」という。)を使用している。このため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)上の特定施設として下水水道法(昭和33年法律第79号)上の下水道排除基準を満たすことを確認する必要がある、委託契約を締結して、排水の水質分析を行っている。しかしながら、この業務について確認したところ、分析すべき項目と、仕様で指示した分析項目が対応しておらず、水質分析が適正に実施されていないことが認められた。その理由は、排水の水質分析が行われていた。
		2		
17	福祉保健局	1	補助金の交付事務を適切に行うべきもの	平成30年8月31日に検査実施部門及び残留農薬担当部門の職員で打合せを行い、監査結果を周知するとともに、排水の水質分析における検査項目や検査実施方法について確認を行った。 【2-1】 確認の結果を受け、平成30年9月以降、必要な項目を満たした水質分析を行っている。また、下水道局の指導を受けるとしている。 【2-1】
		2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
18	病院経営本部	1	契約事務を適切に行うべきもの	東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2に「予定価格の額が160万円以下の場合に、随意契約によることができる」と定められている。駒込病院では、医師の研究に必要なペーパー、プリンター等を購入しているが、病院が平成29年10月及び平成30年1月に締結した時期に複数の随意契約により分割発注された。物品の購入が計画的に行われていないことは顕著的であり、公平性、競争性、透明性の観点からも、適切ではない。病院は、同種の物品の買入れに当たり、定期間分をとりまとめで競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行われた。 サーベス推進部は、平成25年及び平成27年の定期間分において、別の病院でも同様の指図を受けていることから、各病院に対する指導を徹底された。
		2		



番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	病院経営本部	災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの	<p>【多摩総合医療センター】          災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理が不十分であったためである。</p> <p>【駒込病院】          平成30年7月に現物確認を行い、有効期限切れの医薬品10品目について、誤用しないよう他の医薬品等と完全に分別し、保管している。その後、平成31年3月27日に廃棄を行った。【1-1】</p> <p>【松浪病院】          有効期限切れの医薬品10品目については、誤用しないよう他の医薬品等と完全に分別し、保管している。その後、平成31年3月27日に廃棄を行った。【1-1】</p> <p>【2-1】          今後は、災害応急資材管理台帳登録の医薬品等の有効期限を毎年度確認し、翌年度に有効期限切れとなるものについては福祉保健局に補充を計画的に依頼する。【2-1】</p> <p>【2-2】          なお、平成30年度より、福祉保健局がとりまとめ、一括で行うこととし、確実に適正管理に努めていく。【2-2】</p>	<p>【多摩総合医療センター】          災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理が不十分であったためである。</p> <p>【駒込病院】          平成30年7月に現物確認を行い、有効期限切れの医薬品10品目について、誤用しないよう他の医薬品等と完全に分別し、保管している。その後、平成31年3月27日に廃棄を行った。【1-1】</p> <p>【松浪病院】          有効期限切れの医薬品10品目については、誤用しないよう他の医薬品等と完全に分別し、保管している。その後、平成31年3月27日に廃棄を行った。【1-1】</p> <p>【2-1】          今後は、災害応急資材管理台帳登録の医薬品等の有効期限を毎年度確認し、翌年度に有効期限切れとなるものについては福祉保健局に補充を計画的に依頼する。【2-1】</p> <p>【2-2】          なお、平成30年度より、福祉保健局がとりまとめ、一括で行うこととし、確実に適正管理に努めていく。【2-2】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	港湾局	機械警備委託契約に係る契約手続の適正性の確認	<p>特命随意契約は、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条第2第1項各号の規定に該当する場面に限定されている。【2-1】</p> <p>【2-2】          同日の夜間及び休日の警備については、機械警備委託契約を締結している。本契約は、機械警備に必要な機器類を設置したことを理由に受託者以外に契約目的の履行ができないとして、施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特命随意契約を締結している。しかしながら、所は、契約の相手方とそれ以外の事業者について、必要条件の比較検証を行っており、契約の相手方が、施行令第167条の2第1項第2号に該当するとは認められない。所は、機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行われた。</p>	<p>競争入札による契約手続が可能であることを確認できたことから、平成30年度契約の準備内容を整理し、業者にも公平な仕様の内容を設定して、平成31年度の契約から競争入札により契約を締結した。【1-1】</p> <p>【1-2】          また、競争入札において、平成30年11月19日から同月29日にかけて、11月19日年度関係理事説明会を実施し、全所属の関係理事等に対して、競争入札の留意事項等について周知を図った。【2-1】</p>
21	東京消防庁	災害時支援ボランティアの募集に係る契約手続の適正性の確認	<p>防災部では、災害時支援ボランティア(以下「ボランティア」という。)及び少年消防団の活動に係る保険に加入している。これら両保険については、防災部に所属し、それぞれ制度発足時にAの前身会社と、内容及び内容に規定した保険であること等を理由として、当時(災害時支援ボランティア保険は平成8年度、日土防災組織等は平成20年度)から、特定の「社」と契約を行っているものである。</p> <p>このことについて見たとところ、防災部では、両保険の加入に際し、(昭和38年東京都規則第95号)第3条に定めのある契約に関する事務を所管する部署を行うべきところ、これを認ずる特定であり、適正でない。</p> <p>また、両保険加入の決定のための協議を受けているにもかかわらず、所定の手続を送ることに前例を踏襲して契約を締結していることを、看過している状況となっており適正でない。</p> <p>両部は、災害時支援ボランティア、日土防災組織等に係る保険の契約手続を見直されたい。</p>	<p>競争入札による契約手続が可能であることを確認できたことから、平成30年度契約の準備内容を整理し、業者にも公平な仕様の内容を設定して、平成31年度の契約から競争入札により契約を締結した。【1-1】</p> <p>【1-2】          また、競争入札において、平成30年11月19日から同月29日にかけて、11月19日年度関係理事説明会を実施し、全所属の関係理事等に対して、競争入札の留意事項等について周知を図った。【2-1】</p>

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	識じた措置の概要	
22	交通局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>ユーザー参加企画及び企画の実施に当たっては、当該仕様の内容ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>ユーザー参加企画において、各プロダクトにシフトして行われたところ、プロダクトの進行の遅れが指摘されており、紹介することとされているが、現在、13件中7件のみの紹介となっている。</p> <p>プロダクト一企画について、作成記事の提出を任務書で定めていないため、履行確認及び支払手続において、プロダクト記事が仕様の記載の留意点に基づいて適切に作成・掲載されているかが確認できない。</p> <p>ユーザー参加企画及びプロダクト一企画の実施に当たっては、履行確認を適切に行われた。</p>	<p>ユーザー参加企画において、各プロダクトにシフトして行われたところ、プロダクトの進行の遅れが指摘されており、紹介することとされているが、現在、13件中7件のみの紹介となっている。</p> <p>プロダクト一企画について、作成記事の提出を任務書で定めていないため、履行確認及び支払手続において、プロダクト記事が仕様の記載の留意点に基づいて適切に作成・掲載されているかが確認できない。</p> <p>ユーザー参加企画及びプロダクト一企画の実施に当たっては、履行確認を適切に行われた。</p>
23	交通局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p>	<p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p> <p>企画提案ととも直に、履行確認を行うべきものと見なされる。</p>
24	教育庁	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>米校者の管理を適切に行うべきものと見なされる。</p>	<p>米校者の管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>米校者の管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>米校者の管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>米校者の管理を適切に行うべきものと見なされる。</p>
25	教育庁	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>生徒の安全管理を適切に行うべきものと見なされる。</p>	<p>生徒の安全管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>生徒の安全管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>生徒の安全管理を適切に行うべきものと見なされる。</p> <p>生徒の安全管理を適切に行うべきものと見なされる。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	教育局	給与返納事務処理を適切に行うべきもの	町田高等学校、清瀬高等学校、武蔵村山高等学校及び羽村特別支援学校の事務処理について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。給与の減額、過誤払い等は、「教職員の事務処理手順について」（平成29年10月、人事課）と「給与情報」に定められていている。しかしながら、事務処理手順どおりの処理となっていない事例が認められた。これらは、各学校が、事務処理手順を正しく認識していないことによるものである。毎年、各学校に対して、給与事務に係る説明会を実施し、指導していることであるが、このような要領を把握していない。このため、各学校の事務処理状況を確認するなどし、適正かつ効率的な事務処理を指導することが必要である。各学校は、給与返納事務処理を適切に行われるよう、適切な事務処理を行うよう指導されたい。	返納事例があった武蔵村山高校について、現状のカイドプログラムに則った処理を行った。【1-1-1】人事課においては、各校の給与担当者向け説明会（平成30年10月24日実施）において、返納事務事前起案の方法等についてより、平成30年10月31日に給与システムがカイドプログラムを分かりやすく改訂し周知徹底した。【2-1-1、2-1-2】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	教育局	委託契約を適切に行うべきもの	物品の運送委託契約等を随時契約により行う場合には、競争性の確保を観点から2人以上にならない（東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条）。ただし、契約事務が30万円未満の契約については、出数の見積書に基づくのみで差し支えない契約の指定及び単数見積りの取扱いについて（平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知）。ところで、駒場高等学校及び青井高等学校の委託契約が30万円以上であるにもかかわらず、予定価格が2人以上からの見積り回数は、委託契約を適切に行われた。	前段においては、契約事務手引の活用等により契約事務手続について改めて確認することともに、関係規定等を参照し適正な事務処理を徹底することを担当者に周知した。【2-1-1】平成30年10月26日に開催した経営企画課室長連絡会において、今回の指摘内容を説明し、契約事務手続を適正に行うことを周知した。【2-1-2】
28	教育局	学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの	中部学校経営支援センターでは、都立学校の施設維持に関する修繕業務等を委託し、所有する施設の修繕を目的として、施設維持管理業務委託契約を締結している。次のことが定められている。施設保全に伴う小規模な修繕、日常的に発生する修繕工事で150万円未満の工事をを行うこと。 ① 修繕に当たっては、修繕依頼受付後30日以内（土日祝日を除く。）に修繕を完了させること。 ② 受託者は、期間内に完了できる業者を選定し、期間内に工事を行ったこと。工期経過後も、この修繕内容を見たところで、期限経過後でも、この修繕内容が確保できなかつたもの、日程調整遅れ等、実際に工事を行う業者が、履行可能か否かを判断してきた案件であることから、受託者が業者を適切に選定しているとはいえない事例があることが認められた。センターは、受託者が適切に業者を選定するよう指導し、学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行われるよう指導されたい。	中部学校経営支援センターにおいて、仕様書に定められた30日以内に工事を完了することを原則とし、30日を過ぎた場合の修繕が完了した場合の協議方法を確認し、平成30年9月7日付30中支セ管第1166号により文書にて受注者に依頼した。さらに平成30年10月17日に受託者と打合せを行い、協議方法を確認した。 【2-1-1】また、同年10月30日に開催した学校経営支援センター（東部・中部・西部）施設担当会において、修繕工事の修繕依頼の事務手順を周知した。【2-1-2】